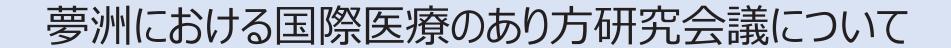
R4.10.19WGヒアリング 大阪府・大阪市提出資料 ①英語による医師・看護師試験の実施、海外の医師に よる遠隔診療の実施、海外既承認(国内未承認)薬の 処方の実施

英語による医師・看護師試験の実施、 海外の医師による遠隔診療の実施、 海外既承認(国内未承認)薬の処方の実施

大阪府·大阪市



■ 研究会議について

開催目的

区域計画の案及び全体計画の検討にあたり、万博終了後の夢洲において、万博レガシーを活かし、 **外国人患者が安心・安全に診療を受けられる医療環境の整備**について、**医療機関設置の可能性**を 含め、必要となる**基本的考え方**について検討するため、研究会議を開催し専門家の意見を聴取する。

委員

・遠山 正彌 大阪府立病院機構理事長(座長)

・ 澤 芳樹 大阪警察病院院長

・ 西田 幸二 大阪大学大学院医学系研究科教授

· 森下 竜一 大阪大学大学院医学系研究科寄附講座教授

・ 南谷 かおり りんくう総合医療センター健康管理センター長兼国際診療科部長

· 北川 透 医療法人協和会理事長

開催実績

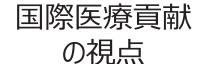
	日時	主な論点
1	令和4年7月1日(金) 13時~14時30分	サービスの対象、ゲートウェイ機能の考え方、規制改革項目(外国人医師等の参画、オンライン診療、海外承認・国内未承認薬)
2	令和4年9月2日(金) 15時~17時	ゲートウェイ機能の考え方、リハビリ機能のあり方、 治療機能のあり方、ビジネスモデルの考え方、規制改革項目

■ 夢洲における国際医療の意義(研究会議意見)

- 来阪外国人旅行者は、Jロナ禍前までの7年間で約5倍に増加
- 国及び府では、外国人への適切な医療等の確保に向けた対策を推進

夢洲の重要性

- ・万博をきっかけとした賑わい創出
- ・訪日外国人の集客拠点形成



夢洲において、府内医療機関へつなぐゲートウェイ機能を整備



国籍や場所を問わず、先端国際医療サービスを日常的に 享受することができる環境の整備

夢洲における国際医療のあり方の方向性(研究会議意見)

本研究会議では、これまで2回の意見交換を行い、万博終了後の夢洲において万博レガシーを活かし、外国人患者が安心・安全に診療を受けられる医療環境の整備について、医療機関設置の可能性を含め、必要となる基本的な考え方について検討してきた。

«医療機能について»

必要な医療機能としては、**国際医療貢献**の視点から、ゲートウェイ機能を持つハブとしての役割*をベースに、付加機能としてドック機能やリハビリ機能等を視野に、事業採算性等も踏まえ検討していくべき。

※手厚い検査と的確な診断を行ったうえで、府内の先端的な医療機関等に患者をつなぐもの。 なお、当該医療機関では、入院を伴わない程度の治療、ホテルとの連携等を基本とする。

«規制改革事項について»

外国人医師等の参画については、web参加も含め参画を可能とし、外国人医師等の確保の手法としては、当面は**二国間協定**により外国人医師の雇用を行うが、**国際医療貢献の推進**のためにも**医師 国家試験などの国際化**を求める。

海外とのオンライン診療については、海外からの患者の入国前から帰国後の各段階で、外国の医師がオンラインで参画できるよう、**国のガイドラインの明確化など**を求める。

海外承認・国内未承認薬の使用については、慎重な対応が必要であるが、例えば**医療水準の高い** 国において承認された医薬品であれば、一定の安全性に関するエビデンスは保証されていると考えられ 、認定委員会の承認を条件に、夢洲の医療機関限定で使用を認めることを求める。

こうした検討結果を踏まえ、今後、大阪府市において、万博後の夢洲における国際医療のあり方について、スーパーシティの全体計画等の中でしっかりと示していくことを期待する。

『夢洲における国際医療のあり方研究会議意見とりまとめ』より抜粋

必要な医療機能について

※本研究会議は、夢洲に医療機関を整備すると仮定した場合の望ましい国際医療のあり方について、 専門家である委員からご意見をいただいたものであり、医療機関の細かな要件を定めるものではない。 以降の資料は、委員によるご意見を記載したものである。

■ 必要な医療機能について

夢洲に医療機関を整備する際に必要な機能(総括)

国際観光拠点の形成をめざす夢洲において、外国人患者が安心・安全に診療を受けるためには、国際 医療貢献の視点から、府内の先端的な医療機関等に患者をつなぐゲートウェイ機能を持つハブとしての 役割が求められ、外国人患者をコーディネートする機能を、夢洲で一括して担うことが効果的。

その他、付加機能としてはドック機能やリハビリ機能等が考えられるが、これらは実際に医療機関を整備する段階で、採算性や事業主体となる医療法人等の意向も踏まえながら、さらに検討が必要。

外国人 患者



夢洲の 医療機関 (ハブ)



【コーディネート・通訳機能】 民間事業者との連携も想 定し連携医療機関へ派遣 連携 医療機関

【対象】

- ·訪日外国人 (医療目的、観光目的等)
- •在留外国人
 - ※自由診療を行う

【ゲートウェイ機能の方向性】

- ・検査、診察 … 全身スクリーニング等一定手厚く

【付加機能の方向性】

- ・ドック機能 … 検査機器を有効活用し実施
- ・リハビリ … ニーズや体制面で課題あり

実施の場合はホテルとの連携を基本

・医療機器展示 … 医療機器産業界との連携

【連携先イメージ】

- ・先端的、高度な医療機関
- ・その他可能な限り幅広い連携 先を確保

■ 必須の医療機能

(1) ゲートウェイ機能

- 自己完結的に、再生医療などの高度な先端的治療を行う医療機関を、夢洲に整備することは非現実的。夢洲を入り口に、国際医療貢献の視点から、府内に集積する大学病院等の高度な医療機関へ患者をつなぐゲートウェイ機能を整備することが妥当。
- 検査、診断については、全身スクリーニングが可能な検査機器を導入するなど、先端の診断法を取り 入れる。
- 紹介先医療機関とスムーズに調整できるよう、医療関係者も関与するコーディネート機能が必要。
- 各病院での確保が難しい通訳や医療コーディネーターについて、民間事業者との連携も想定し、患者の紹介先の連携医療機関へ派遣する。
- 自院での治療については、手術は行わず、緊急処置的なものに限定。患者の滞在はホテルとの連携を基本とし、入院機能は持たない想定。

■ 付加的な医療機能

(2)ドック・健診機能

- ゲートウェイ機能としては、高度な診断技術を備えたドックを併設することを検討すべき。
- 高額な検査機器を導入するのであれば、ドック機能を併設して有効活用する可能性はある。

(3)リハビリ機能

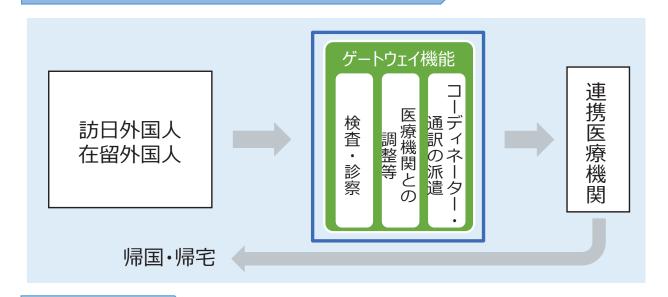
- 現状、海外からの患者で、日本でリハビリを希望される方はほとんどいない。滞在期間の長期化や、特に言語聴覚に関するリハビリでは言語の問題があり難しいことなどが理由としてあげられる。
- 人員面、施設面等を考えると、必須の機能とはいえない。リハビリ専門病院との連携も考えられる。
- リハビリを行うとすれば、患者にホテルに滞在していただき、通いや訪問の形で行うことは可能ではないか。

(4) 医療機器の展示機能

• 夢洲に先端的な検査機器を導入し、海外へ機器の紹介・輸出につながるような仕組みができれば、 産業界の協力も得られやすいのではないか。

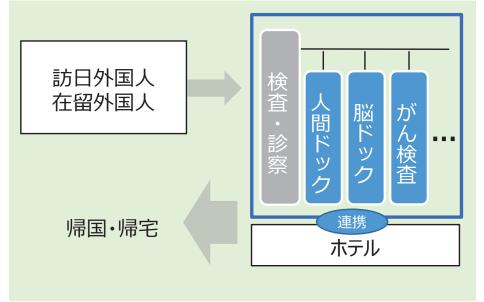
■ 医療機能のイメージ

基本となる機能:ゲートウェイ機能

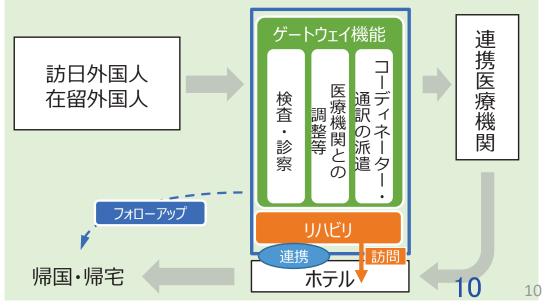


付加機能

【ドック・健診機能】



【ゲートウェイ+リハビリ機能】



規制改革事項について

※本研究会議は、夢洲に医療機関を整備すると仮定した場合の望ましい国際医療のあり方について、専門家である委員からご意見をいただいたものであり、医療機関の細かな要件を定めるものではない。

規制改革項目について

①外国人医師・看護師の参画

■国への提案内容(令和3年10月時点)

外国人にとって高いハードルとなっている 日本語での受験義務を課さず英語での 受験を認めることで、外国人医師・看護 師の活躍の場を拡大

■現行制度

医師国家試験の場合、外国において医 学部を卒業した人、外国で医師免許を 取得した人が日本で医師国家試験を受 験するためには、受験資格の認定を受け る必要がある。

書類審査 (日本語能力試験N1等が要件)

日本語診療能力調査

受験資格認定

医師国家試験受験(日本語)

■これまでの議論を踏まえた規制改革提案

- ・夢洲に医療機関を設置する場合、**外国人医師、看護** 師も参画を可能とする
- ・外国人医師等の確保の手法としては、当面は二国間 協定を活用するが、国際医療貢献の推進のためにも医 師国家試験等の国際化を求める。

(英語による医師国家試験の実施)

・受験に必要な日本語能力については、関係者間でコミュニケーション をとるために必要なレベルの日本語能力で可とする

(日本語能力試験N2相当、日本語診療能力調査を不要に)





外国人医師·看護師 (英語で受験し、日本の医

師・看護師免許を取得)

患者

勤務場所は海外、国内のいずれも可能

- 大阪の場合、夢洲の医療機関限定
- 海外の場合、夢洲の医療機関の非常勤勤務医 としての契約を結ぶ(海外からのオンライン診療)

■ 規制改革項目について

②海外とのオンライン診療

■国への提案内容(令和3年10月時点)

国内にいる患者が、オンラインで海外の医師 による診療を受けることを可能にする。

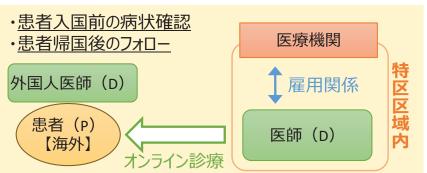
■現行制度

- ・現在の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、 オンライン診療は医師と患者がともに国内にいることを前提と している
- ・同指針に関するQ&A〔H30.12(R4.1改訂)〕では、国内に 所在する日本の医療機関の医師が、国外に所在する患者 にオンライン診療やオンライン受診勧奨を実施する場合にも 「指針」は適用されるかについて言及されている

A 18

国外に所在する患者に対するオンライン診療やオンライン受診物奨についても、診療行為は国内で実施されており医師法、医療法や本指針が適用される。実施に当たっては、患者の所在する国における医事に関する法令等も併せて遵守する必要。

〈現行制度で可能なオンライン診療の例〉



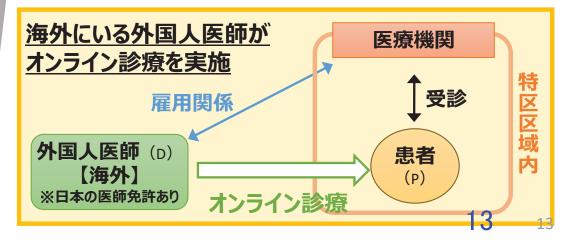
■これまでの議論を踏まえた規制改革提案

- ・夢洲の医療機関の患者が、オンラインで海外の外国人医師による診療を受けることを可能にする
- ・そのため、現行の指針において言及がない**海外からのオンライン診療について、その実施要件等の明確化を求める**

(明確化の例)

- ・海外に所在する外国人医師による、特区区域内の医療機関を受診する患者に対するオンライン診療等については、診療行為は海外で実施されており、外国人医師の所在する国における医事に関する法令等が適用される。
- ・国内の医事関係法令の遵守及び患者の安全確保の観点から、上記外国人医師については、特区区域内の医療機関との雇用関係を求めることとし、日本の医師免許を取得していることを条件とする。

〈今回規制改革を求めるオンライン診療〉



■ 規制改革項目について

③海外承認・国内未承認薬の使用

■国への提案内容(令和3年10月時点)

指定区域内の医療機関において、自由診療・院内処方を前提に、海外既承認・国内未承認薬の使用を可能とする

■現行制度

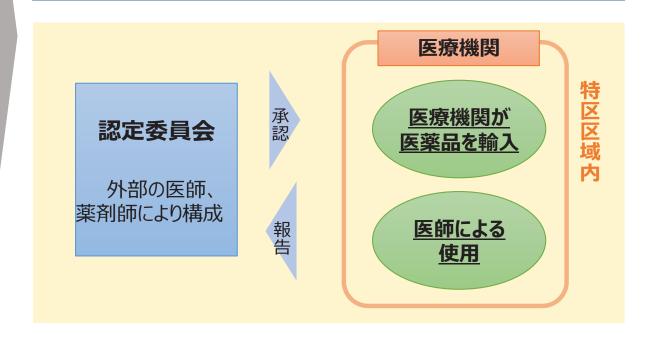
国内未承認薬を処方するためには、医師が個人輸入をする必要がある。

「医薬品輸入手続質疑応答集」

・医師が自身の患者に対して用いるために個人輸入することとされている

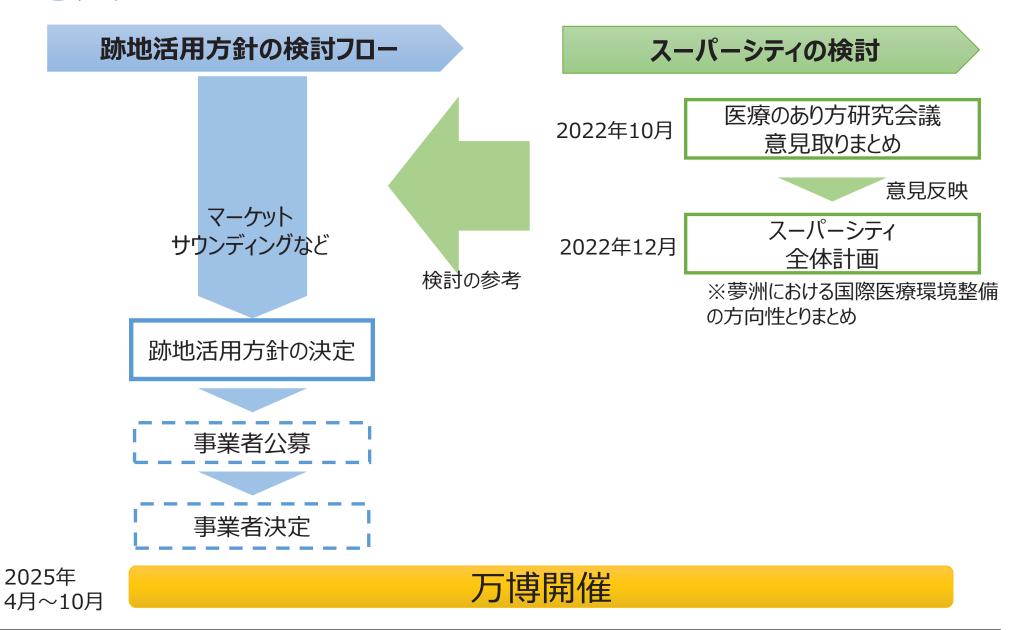
■これまでの議論を踏まえた規制改革提案

- ・医療機関が医薬品の輸入手続きを行えるようにする
- ・その際、無制限な使用とならないよう、外部の医師や 薬剤師で構成される**認定委員会を設置**
 - ▶ 同委員会が認めた場合のみ、医療機関が輸入手続を 実施
 - ▶ 医師が処方した場合には認定委員会へ報告



今後のスケジュール(想定)について

■ 想定フロー



・医療機関の整備については、研究会議の意見等をふまえ、必要な手続きを経て意思決定が行われることとなる。